

平成 21 年 8 月 28 日

## ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子(案)

## 1. 健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等

## (1) 繰延税金資産(規則第86条第1項第1号の一部)

- 繰延税金資産のうち、価格変動準備金、保険契約準備金(危険準備金、異常危険準備金、IBNR 備金等)、評価・換算差額に係るもの以外については、純資産及び各種準備金等(注1)の20%を限度として算入できるものとする(新設会社を除く)。

(注1) 正確には、次の(ア)~(オ)の合計額からその他有価証券評価差損を控除した額とする。

- (ア) 純資産(剰余金の処分として支出する額、評価差額等及び繰延資産等を除く。)
- (イ) 価格変動準備金
- (ウ) 危険準備金及び異常危険準備金
- (エ) 責任準備金のうち解約返戻金相当額を超える額及び契約者配当準備金の未割当額
- (オ) 持込資本金等

## (2) 保険料積立金等余剰部分(告示第1条第3項第1号)、負債性資本調達手段等の算入限度額(告示第1条第4項)

- 追加責任準備金のうち、保険計理人の指摘等に基づき、債務履行に不可欠とされた部分については不算入とする。
- 保険料積立金等余剰部分のうち上記①以外の部分については、負債性資本調達手段等(資本性の高い一定のものを除く)と合算して中核的支払余力(注2)を限度に算入できるものとする。

(注2) 中核的支払余力(コア・マージン)とは、次の(ア)~(オ)の合計額から、その他有価証券評価差損及び(1)により算入できない繰延税金資産の額を控除した額をいう。

- (ア) 純資産(剰余金の処分として支出する額、評価差額等及び繰延資産等を除く。)
- (イ) 価格変動準備金
- (ウ) 危険準備金及び異常危険準備金
- (エ) 配当準備金未割当部分
- (オ) 持込資本金等

## (3) 将来利益(告示第1条第3項第3号)

- 将来利益については、全額不算入とする。

## (4) 税効果相当額(告示第1条第3項第4号)

- 税効果相当額については、純資産及び各種準備金等(注3)を限度に算入できるものとする。

(注3) 正確には、(注1)の(ア)~(オ)の合計額からその他有価証券評価差損及び(1)により算入できない繰延税金資産の額を控除した額とする。

## 2. 通常の予測を超える危険に対応する額

- (1) 一般保険リスク相当額(告示第2条第1項第1号、別表第3)
- ・ 95%VaRの損害率と平均損害率の差を保険料基準のリスク係数とし、また、保険金基準のリスク係数は、保険料基準のリスク係数を平均損害率で除した率として、それぞれ直近10年間の実績データを基にリスク係数を改定する。
  - ・ 基礎データは、直近10年間における損害保険会社の損害率の実績をもとにした統計資料を使用する。
  - ・ 金融保証保険(再保険取引を含む)に係るリスクは、一般保険リスク相当額に含めない。  
(注4)当該リスクは、信用リスクとして計上することとする。
- (2) 巨大災害リスク相当額(告示第2条第1項第2号、別表第5)
- ・ 火災保険の地震災害リスク相当額は、現行の責任準備金(未経過保険料)の算出に用いているリスクモデル(平成10年大蔵省告示第232号第1条の2に規定するリスクモデル)によるT-VaR99%(1%以下の確率でしか生じない巨額の損失について、その額の期待値を求めたもの)とする。
- (3) 予定利率リスク相当額(告示第2条第3項、別表第6)
- ・ 保険会社の一般的な資産ポートフォリオによる収益率が予定利率を下回り、逆ざやとなる金額の期待値をリスク量とするとの考え方で、直近10年間の実績データを基にリスク係数を改定する。
  - ・ 基礎データは、直近10年間における各種インデックスに基づく収益率の平均及び標準偏差と、直近における資産構成の実績を使用する。
- (4) 最低保証リスク相当額(告示第2条第4項、別表第6の2)
- ・ 価格変動等リスクで想定している資産価値の下落が生じた場合に、追加的に積立が必要となる最低保証に係る保険料積立金の額を算出方法書に基づき各社で算出し、リスク量とする。なお、資産価値の下落については、分散投資効果を考慮する。
  - ・ なお、最低保証に係る責任準備金の制度の導入された平成17年度より前に締結された契約については、現行のリスク係数を用いることもできることとする。但し、この場合、「特別勘定の責任準備金が当該保険契約のリスク対象金額の1.1倍を上回る場合は、リスク対象金額をゼロとすることができる」(告示別表第6の2)との規定は適用しない。
- (5) 価格変動等リスク相当額(告示第2条第5項、別表第7)
- ① 95%VaRの資産価格の年間最大下落幅をリスク量とするとの考え方で、最近までのできる限り長期間の実績データを基にリスク係数を改定する。
  - ② 外国株式及び外貨建債券・貸付金に係るリスク係数は、為替以外の価格変動リスクのリスク係数と、為替リスクのリスク係数に分離する。前者は全ての外国

株式及び外貨建債券・貸付金に適用し、さらに、同一通貨建の負債との明確な対応関係がなく、かつ有効な為替ヘッジが行われていない場合には、後者も適用する。

なお、為替リスクのリスク係数は、価格変動等リスクの対象となるエクスポージャーに限らず、為替リスクを内包する全てのエクスポージャー(クレジット系の商品等)に適用する。

③ 分散投資効果は、現行では一律に生命保険会社30%、損害保険会社20%としているのを改め、各社がそれぞれのポートフォリオに基づいて算出する。

④ 特別勘定以外の資産(子会社等への出資及び貸付金を除く。)の価格変動等リスクに関し、デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合には、以下の様な方法によりヘッジ効果を確認している場合に限り当該デリバティブの取引高をリスク対象資産の額から控除する。

ア. ヘッジ取引が取締役会の定めるリスク管理方針に従うものであること。

イ. ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係が予め明確化されていること。

ウ. ヘッジの有効性について、ヘッジ開始時及びヘッジ開始後も少なくとも決算日及び中間決算日に確認されていること。(但し、ヘッジ対象とヘッジ手段の資産・負債に関する条件等が同一である場合など、ヘッジの有効性が高いと想定できる場合には、この確認を省略できる)

・ 基礎データは、1975年4月から直近までの間で、できる限り長期にわたる各種インデックスに基づく収益率の平均、標準偏差及び相関係数を使用する。

(6) 信用リスク相当額(告示第2条第6項、別表第8、別表第9)

・ 証券化商品に係るリスクは、銀行の自己資本規制に準じて設定したリスク係数を適用する。その際、商品内容の把握が十分でないものについては、リスク係数を100%とする。また、再証券化商品のリスク係数は、裏付資産となる証券化商品のリスク係数の原則2倍とする。

・ 金融保証保険(再保険を含む)に係るリスクは、保証対象となる債務等と同じリスク係数を適用する。

・ クレジットデフォルトスワップ(以下、「CDS」という。)取引に係るリスクについて、現行の信用リスクに替えて、新たに創設する市場性の信用リスク(信用スプレッドリスク)を適用する。

(注5)信用スプレッドリスクは、CDSスプレッドの代表的な指標の実績データに基づいて設定したリスク係数と、残存期間等を用いて算出する。

(7) 子会社等リスク相当額(告示第2条第7項、別表第10)

・ 国内外の会社の株式や債券等のリスク係数については、価格変動等リスクの見直しに合わせて改定を行う。

(注6)現行の子会社等リスクのリスク係数は以下のとおり設定されている。

① 国内の非金融関連業務の子会社等の株式については、価格変動等リスクの国内株式のリスク係数を

援用する。

- ② 国内の非金融関連業務の子会社等への貸付金については、信用リスクのランク2に適用されるリスク係数を援用する。
- ③ 国内の金融関連業務の子会社等の株式及び貸付金については、非金融関連業務の子会社等に適用されるリスク係数の1.5倍とする。
- ④ 海外の子会社等の株式については、国内の子会社等の株式に適用されるリスク係数に、価格変動等リスクの国内株式と外国株式に適用されるリスク係数(見直し後においては、新設した為替のリスク係数を含む。)の差を勘案して設定する。
- ⑤ 海外の子会社等への貸付金については、国内の子会社等への貸付金に適用されるリスク係数に、価格変動等リスクの為替リスクのリスク係数(見直し前においては、「外貨建債券、外貨建貸付金等」のリスク係数を指す。)を勘案して設定する。

(8) デリバティブ取引リスク相当額(告示第2条第8項、別表第11、別表第12)

- ・ 先物取引リスク及びオプション取引リスクについて、価格変動等リスクの見直しに合わせて改定を行う。
- ・ 現行ではマイナスのリスク係数が適用されている先物取引(注7)のうち、価格変動等リスクの算出においてヘッジ手段として取り扱われなかったものについては、価格変動等リスクの根拠となるインデックスを利用して新たに設定するプラスのリスク係数を適用する。

(注7)外国通貨に係る先物取引、株式に係る先物取引、及び債券に係る先物取引の売建取引

### 3. その他

(1)実施時期等

- ・ 新基準の実施時期については、契約者や市場等への十分な周知期間及び保険会社各社における新基準への対応のために必要な準備期間を設けるとの観点から、経済動向等も見極めつつ、平成24年3月期末の決算から早期是正措置の指標として適用(ただし、23年3月期末の決算から参考指標として新基準による比率を算出して表示)することを基本とする。

(2)保険計理人による確認(規則第79条の2、第80条)

- ・ 保険計理人の確認事項に、ソルベンシー・マージン比率の適正な算出を加える。

(3)価格変動準備金の積立てに係る所要の見直し(規則第65条、第66条)

- ・ 価格変動準備金の積立限度額について、従来から、価格変動等リスクの2分の1として設定されていることから、価格変動等リスクの見直しに合わせて改正する。なお、価格変動準備金の積立基準額は、現行のまま据え置く。

---

※ 骨子(案)中、「規則」とあるのは、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)を、「告示」とあるのは、「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号)を指す。